

# 29 行政法講座

～ 行政訴訟について事例研究を通じて学ぼう ～

## 【講座のねらい】

行政に関わる訴訟への対応や、判例の検討などを通じて、法的執務能力の向上を図ります。

## 【受講の効果】

- ・適切な行政指導が行えるようになる。
- ・慎重な許認可事務を行う必要性が理解できる。
- ・訴訟への対応や未然防止について、理解を深めることができる。

## ◇日程・会場等

- ・日 程：平成29年8月24日（木）～25日（金）
- ・会 場：県セミナーパーク 103研修室
- ・対象者：全職員
- ・定 員：30人
- ・その他：市町職員（定員30人）との合同研修



こんな人におすすめ！

- 行政法の知識を習得してみたい人
- 許認可事務に携わっている人  
(携わりたい人)

## ◇プログラム（2日間 合計12時間）

9:30		9:40		10:00		12:00		13:00		16:30		17:00	
1 日 目		オリエンテーション	○はじめに ・自治体を取り巻く状況 ○国家賠償請求訴訟				休憩	○住民訴訟 ・住民訴訟の請求の種類 ・住民訴訟の提起の要件 ・住民訴訟において主張できる違法の範囲					
			○行政手続 ・行政手続法の特徴と内容 ・地方公共団体の行政活動と行政手続法 ・手続の違法を理由とする行政処分の取消し					○行政訴訟 ・行政事件訴訟法と行政訴訟の種類 ・抗告訴訟の訴訟要件 ・行政訴訟における仮の権利保護					
2 日 目							休憩					アンケート記入	

## 【講師】

大阪大学大学院高等司法研究科 教授 野呂 充



## ◇受講者の声

- ・許認可だけでなく、あらゆる業務において行政法を意識してやっていきたい。
- ・行政法については不慣れでしたが、これから勉強していく足掛かりになったと思いますので、引き続き行政法を勉強していきたいと思います。
- ・班での演習は、色々な考え方を聞けて良かったです。判例等を交えて説明があり、とても分かり易かったです。